

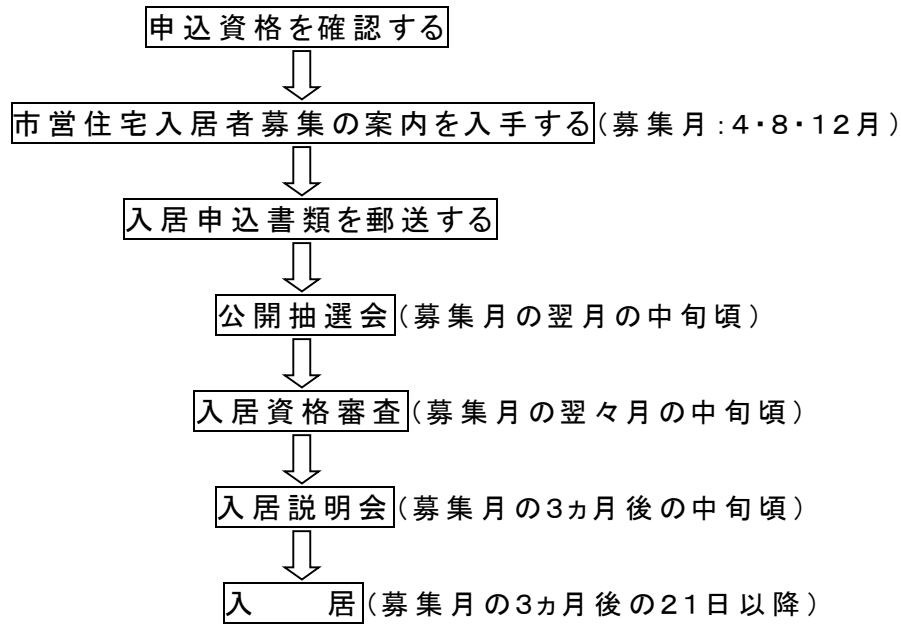
さいたま市市営住宅募集概要(令和7年度版)

1 申込みから入居までの流れ

市営住宅の申込みから、入居までの流れを図示すると下記ようになります。

※入居資格審査は、公開抽選で当選された方を対象に実施します。

※入居説明会は、資格審査の結果、入居決定された方を対象に実施します。



2 入居資格

申込みのできる方は、以下のすべての要件を備えていることが必要です。

<申込みをされる全ての方に必要な資格>

- ①さいたま市内に住所又は勤務場所を有していること
- ②現に同居し、又は同居しようとする3親等以内の親族(事実上婚姻関係にある方及び婚約者を含む。)又は里親に委託されている児童若しくはさいたま市パートナーシップ宣誓制度においてパートナーシップ宣誓を行ったパートナーシップ関係の相手方(以下「親族等」という。)があること

※単身住宅に申込み方を除きます

- ③入居しようとする世帯全員の収入の総額が下記の収入基準内であること

対象世帯	収入月額 (氷川住宅以外)	収入月額 (氷川住宅)
一般世帯	158,000円以下	114,000円以下
裁量世帯 ※次項参照	214,000円以下	139,000円以下

※収入月額は、世帯全員の1年間の所得合計から控除額を差引いて、12で除したものです。収入基準の目安については、入居収入基準早見表をご確認ください。

- ④現に住宅に困窮していることが明らかなこと

※原則として、持家のある方、都道府県営住宅及び市町村営住宅にお住まいの方

は申込みすることができません。

⑤個人住民税及び公的賃貸住宅の家賃に滞納がないこと

⑥申込者及び同居しようとする親族等が暴力団員でないこと

<入居収入基準早見表>

所得の種類・世帯区分・世帯人数に応じ、下表の金額以下であれば入居収入基準を満たします。2人以上に収入がある・2種類以上の収入がある・障害者控除等の適用がある場合には、下表の金額を超えていても収入基準を満たすことがありますので、その場合には、「募集案内」の収入月額の計算方法をご覧ください。

○氷川住宅以外の市営住宅

(年額 単位:円)

所得の種類	世帯区分	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与収入	一般世帯	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999
	裁量世帯	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999
年金収入	一般世帯	3,096,011 (3,028,015)	3,534,682	4,041,349	4,495,308	4,942,367
	裁量世帯	3,924,015	4,391,778	4,838,837	5,285,896	5,732,955
事業所得	一般世帯	1,896,011	2,276,011	2,656,011	3,036,011	3,416,011
	裁量世帯	2,568,011	2,948,011	3,328,011	3,708,011	4,088,011

○氷川住宅

(年額 単位:円)

所得の種類	世帯区分	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与収入	一般世帯	単身世帯の方の申込みはできません	2,755,999	3,299,999	3,811,999	4,287,999
	裁量世帯		3,183,999	3,711,999	4,187,999	4,663,999
年金収入	一般世帯		2,948,011 (2,830,682)	3,337,349	3,844,015	4,321,190
	裁量世帯		3,248,011 (3,230,682)	3,737,349	4,227,072	4,674,131
事業所得	一般世帯		1,748,011	2,128,011	2,508,011	2,888,011
	裁量世帯		2,048,011	2,428,011	2,808,011	3,188,011

(注) 給与収入、年金収入の金額は、源泉徴収票の支払金額欄の額です。

(注) 事業所得の金額は、確定申告書の所得金額欄の額です。

(注) 年金収入のカッコ内の金額は、65歳未満の方の場合の金額です。

<単身住宅(単身(特殊)、高齢者世話付き単身住宅を含む)に申込みされる方に必要な資格>

配偶者がいない・事実上婚姻関係が解消している・パートナーシップ関係が解消している方*で、次のいずれかに該当する方は、単身住宅に申し込むことができます。

ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、

居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は除きます。

※事実上婚姻関係が解消している方とは、配偶者と住民票で1年以上の別居が確認できるか、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てていることが条件となります。

※パートナーシップ関係が解消している方とは、さいたま市パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップ宣誓書受領証交付証明書等でパートナーシップ関係が解消していることを公的に証明していることが確認できることが条件となります。

(ア) 60歳以上（入居許可日の前日時点）の方

(イ) 1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方

(エ) 療育手帳等の交付を受けている方

(オ) 戦傷病者手帳等（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方

(カ) 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方

(キ) 生活保護を受給している方、又は特定中国残留邦人等で支援給付を受給している方

(ク) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

(ケ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する国内又は国外のハンセン病療養所入所者等である方

(コ) DV被害者で次のいずれかに該当する方

- ・配偶者暴力相談支援センターで保護が終了した日から5年を経過していない方

- ・女性自立支援施設、母子生活支援施設での保護が終了した日から5年を経過していない方

- ・裁判所が決定した接近禁止命令、又は退去等命令、保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない方

- ・配偶者暴力相談支援センターその他市長が認める機関から、配偶者からの暴力の被害を受けていることを証する書類を交付された方

(サ) 犯罪被害者等で次のいずれかに該当する方

- ・犯罪等により被害を受けたために収入が減少し、生計を維持することが困難となった方

- ・現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住宅に居住し続けることが困難となった方

3 裁量世帯

裁量世帯とは、下記のいずれかに該当する方がいる世帯をいいます。一般世帯と比べて、入居収入基準が緩和されています。

(ア) 60歳以上（入居許可日の前日時点）の方で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上（入居許可日の前日時点）である世帯、又は18歳未満（入居許可日の前日時点）である世帯

- (イ) 1級～4級の身体障害者手帳等の交付を受けている方がいる世帯
- (ウ) 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方がいる世帯
- (エ) ㊸、A又はBの療育手帳等の交付を受けている方がいる世帯
- (オ) 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方がいる世帯
- (カ) 小学校就学前の方がいる世帯
- (キ) 厚生労働大臣の認定を受けている原爆被爆者の方がいる世帯
- (ク) 新たに海外から引き揚げた方で、知事の指定を受けた方（日本上陸後5年以内で、引揚証明書の交付を受けている方）がいる世帯
- (ケ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である方がいる世帯
- (コ) 単身住宅へ申込み60歳以上（入居許可日の前日時点）の方

4 募集方法

ア 定期募集 年3回（4月、8月、12月）定期募集を行います。

※定期募集で入居者が決まらない住戸があった場合、随時募集を行うことがあります。

イ 募集期間

募集月の1日から21日まで（21日の消印有効）

ウ 「さいたま市市営住宅入居者募集の案内」の配布場所

さいたま市建設局建築部住宅政策課（本庁舎10階）

さいたま市各区役所 暮らし応援室

さいたま市各支所・市民の窓口

さいたま市岩槻南部・北部公民館

埼玉県住宅供給公社 本社（市町村営住宅課）・大宮支所・岩槻支所

埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ（大宮駅西口コンコース内）

※「さいたま市市営住宅入居者募集の案内」の配布は、募集期間内の平日開庁時間内のみとなります。募集期間外に上記配布場所を訪れても、案内書の配布はできません。

なお、住まい相談プラザは、募集期間内の土・日・休日・祝日も営業しておりますのでご利用ください。

エ 抽選における優遇制度

高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、多数回落選世帯など住宅に困窮する度合いが高いと考えられる世帯については、抽選における当選確率を優遇する制度を設けています。

オ 災害時に被害を受ける可能性のある住宅について

本市では、洪水による被害の発生に備え、国・埼玉県が管理する河川について水防法の規定に基づき、洪水ハザードマップを作成しています。また、さいたま市内水ハザードマップ等も作成していますので、申込み前にご確認ください。

(<https://www.city.saitama.jp/001/011/015/002/003/index.html>)

カ 問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

電話 048-829-2878 FAX 048-825-1822

5 その他

○市民住宅について

市営住宅の入居収入基準を超えてしまっている方には、市民住宅（名称：シビック住宅天沼）があります。詳細については、市役所住宅政策課、各区役所くらし応援室等で配布しております「シビック住宅天沼入居者募集のご案内」をご覧ください。

○県営住宅について

定期募集：年4回（1月、4月、7月、10月）※別途随時募集有

募集期間：募集月の1日から21日まで

募集案内の配布場所：市役所住宅政策課、各区役所くらし応援室

問い合わせ先：埼玉県住宅供給公社 県営住宅課

電話 048-829-2875 FAX 048-825-1822